

大学等における修学の支援に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができるとする環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「大学等」とは、大学（学校教育法第百三条に規定する大学を除く。以下同じ。）
、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（以下「専門学校」という。）をいうものとする。

(第二条第一項関係)

2 この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずる

ものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。)並びに高等専門学校の学科(第四学年及び第五学年に限る。)及び専攻科(大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいうものとする事。

(第二条第二項関係)

3 この法律において「確認大学等」とは、第二の三の2の確認を受けた大学等をいうものとする事。

(第二条第三項関係)

第二 大学等における修学の支援

一 大学等における修学の支援

大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とするものとする事。

(第三条関係)

二 学資支給

学資支給は、学資支給金(独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の二第一項に規定する学資支給金をいう。)の支給とし、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法

の定めるところによるものとする。

(第四条及び第五条関係)

三 授業料等減免

1 授業料等減免

授業料等減免は、3の(一)による授業料等（授業料及び入学金をいう。以下同じ。）の減免とするものとする。

(第六条関係)

2 大学等の確認

(一) 次のイからトまでに掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、当該イからトまでに定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が(二)のイから二までに掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができるものとする。

(第七条第一項関係)

イ 大学及び高等専門学校（国立学校又は私立学校であるものに限る。）並びに国立大学法人が設

置する専門学校 文部科学大臣

ロ 国が設置する専門学校 当該専門学校が属する国の行政機関の長

ハ 独立行政法人が設置する専門学校 当該独立行政法人の主務大臣

二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体の長

ホ 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

ヘ 地方独立行政法人（公立大学法人を除く。以下同じ。）が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

ト 専門学校（イからへまでに掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事

(二) 文部科学大臣等は、(一)の確認（以下「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（以下「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

（第七条第二項関係）

イ 大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

ハ 当該大学等の設置者が、10の(一)により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものでないこと。

二 当該大学等の設置者が法人である場合において、その役員のうち、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反した者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その違反行為をした日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものがないこと。

3 確認大学等の設置者による授業料等の減免

- (一) 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行う

ものとする。

(第八条第一項関係)

- (二) (一)により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによるものとする。

(第八条第二項関係)

4 確認要件を満たさなくなった場合等の届出

確認大学等の設置者は、次の(一)から(三)までのいずれかに該当することとなったときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならぬものとする。

(第九条第一項関係)

- (一) 当該確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき。
- (二) 当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。
- (三) 当該確認大学等の名称及び所在地その他の文部科学省令で定める事項に変更があったとき。

5 減免費用の支弁

次の(一)から(五)までに掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用(以下「減免費用」という。)は、それぞれ当該(一)から(五)までに定める者(以下「国等」という。)が支弁するものとする。

(第十条関係)

- (一) 大学及び高等専門学校（国立学校又は私立学校であるものに限る。）並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校 国
- (二) 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体
- (三) 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体
- (四) 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体
- (五) 専門学校（一）から（四）までに掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事の統轄する都道府県

6 国の負担

国は、政令で定めるところにより、5の(五)により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担するものとする。

(第十一条関係)

7 認定の取消し等

- (一) 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料

等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次のイ若しくはロのいずれかに該当するに至ったと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る3の(一)による認定(以下「認定」という。)を取り消すことができるものとする。

(第十二条第一項関係)

イ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

ロ 学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。

(二) 確認大学等の設置者は、(一)により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならぬものとする。

(第十二条第二項関係)

(三) (一)により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、(二)による届出があった場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該確認大学等の設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができるものとする。

(第十二条第三項関係)

(一) 文部科学大臣等は、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者等に対し、報告等を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができるものとする事。

(第十三条第一項関係)

(二) 文部科学大臣等は、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者等に対し、報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該確認大学等の設置者の事務所その他の施設に立ち入り、その設備等を検査させることができるものとする事。

(第十三条第二項関係)

9 勧告、命令等

文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行っていないと認める場合その他授業料等減免の適正な実施を確保するため必要があると認める場合等には、勧告、公表、命令等を行うことができるものとする事。

(第十四条関係)

10 確認の取消し等

(一) 文部科学大臣等は、確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき等の場合においては、当該

確認大学等に係る確認を取り消すことができるものとする。

(第十五条第一項関係)

- (二) (一)により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用するものとする。ただし、確認大学等の設置者が不正の手段により確認を受けていたとき又は減免費用の支弁に関し、確認大学等の設置者による不正があったときに該当して(一)により確認が取り消された場合等における当該大学等に係る減免費用については、5及び6は、適用しないものとする。

(第十六条関係)

11 日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁

国は、日本私立学校振興・共済事業団法の定めるところにより、5による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校(いずれも私立学校であるものに限る。)に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができるものとする。

(第十七条関係)

一 施行期日

この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行するものとする。ただし、二等は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 施行前の準備

この法律を施行するために必要な確認の手續その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができるものとする。

(附則第二条関係)

三 検討

政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(附則第三条関係)

四 政府の補助等に係る費用の財源

次の(一)及び(二)に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする事。

(附則第四条関係)

(一) 学資支給に要する費用として独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用

(二) 減免費用のうち第二の三の五の(一)による国の支弁又は第二の三の六による国の負担に係るもの

五 その他

独立行政法人日本学生支援機構法等について、所要の規定の整備を行うこと。

(附則第五条から第十四条まで関係)